

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.102 22.103 22.104 22.107 22.109	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.102 ガードは、総開放面積がガードの表面積の 50%以上でなければならない。 22.103 ガードは、工具を使用しない限り、それを完全に取り外すことができないように、ヒータに取り付けなければならない。 22.104 壁取付け用機器は、壁に堅固に取り付けることができる構造でなければならない。 22.107 壁又は天井に固定する可視赤熱放射ヒータの場合、ヒータ固定後は、工具を用いない限り放射方向を変えられない構造でなければならない。 22.109 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータは、OFF 位置のスイッチによる電源の断路は、電子部品に依存してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1	<p>には、火災の危険があるため、ヒータのスイッチを自動的に入れるプログラマ、タイマ、別のリモートコントロールシステム、又はその他の装置でこのヒータを用いてはならない</p> <p>7.12.1 該当する場合、次の表示を追加しなければならない。</p> <p>ーねじ、その他の方法で固定するように意図するヒータの取扱説明書には、固定方法を詳しく示さなければならない</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.24	<p>第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。ただし、第1部箇条 18 を除く。</p> <p>箇条 22 構造</p> <p>22.24 露出した電熱素子は、通常使用時に過度の変形を防ぐような支持をしなければならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2 箇条 7 7.12	<p>第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 6 分類</p> <p>6.2 温室用又は建築現場用のヒータは、IPX4 以上でなければならない。</p> <p>箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.12 該当する場合、取扱説明書には、次の記載をしなけ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き					<p>なければならない。</p> <p>－工具を用いなくて取り外しができるガードの付いた可視赤熱放射ヒータには、ガードは、幼児及び障害者を十分に保護するものではない旨</p> <p>－可搬形ヒータには、浴槽、シャワー及び水泳プールの周辺部で、このヒータを用いてはならない旨</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.105 箇条 25 25.7	<p>第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 22 構造</p> <p>22.105 可触部分であって、電熱素子と直接接触するガラス、陶器、又はこれに類する材料でできているパネルは、熱衝撃に耐えなければならない。</p> <p>箇条 25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.7 温室で用いる可搬形ヒータの電源コードは、ポリクロロブレン被覆可とうコードと同等以上の特性でなければならぬ。</p> <p>建築現場で用いるヒータの電源コードは、ヘビーポリクロロブレン被覆可とうコードと同等以上の特性でなければならぬ。</p>	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		<p>第 1 部の第七 条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号続 き		措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条 22 22.24 22.101 22.106	箇条 22 構造 22.24 電熱素子が可触金属部と接触してはならず、また、ヒータから脱落してはならない。 22.101 高所取付用ヒータ以外のヒータは、検査プローブにより電熱素子に触れてはならない。 22.106 可搬形機器は、小さな異物の侵入によって、充電部と接触する開口が底面にあってはならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 箇条 16 箇条 22 22.5 箇条 27	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 27 接地接続の手段（第1部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0 I 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、か	■該当 □非該当	箇条 15	第1部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。		15.2 箇条 19 19.13 箇条 22 22.39	15.2 床に組み込むことを意図し、床の高さ又は床の高さ付近にグリル又は開口部のあるヒータは、外部からの液体の流入が電気絶縁に影響を与えないような構造でなければならない。 箇条 19 異常運転 19.13 ファンモータの拘束試験中、ファンモータ巻線の温度が規定する値を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.39 天井取付け形加熱ランプの機器内の交換式加熱ランプの接続に使用する、ランプホルダの絶縁部は陶器でなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8 箇条 19 19.103 19.104	第 1 部の第九條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 ヒータの表面の温度上昇は、規定の値以下でなければならない。 箇条 19 異常運転 19.103 機器を、単層の繊維材料で裏打ちしたフェルト帯で覆い、フェルト帯の温度上昇は、150 K 以下でなければならない。 19.104 床、窓台、又はこれに類する場所に空気出口をも	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				19.109	つ埋込形ヒータは、グリルを覆って、規定に従って運転し、フェルト帯の温度上昇は、150 K 以下でなければならない。 19.109 可搬形ファンヒータは、空気の流れが試験枠の一方の壁に向かうように配置し、規定に従って運転し、壁の温度上昇が 150 K 以下でなければならない。	
				19.110	19.110 可搬形可視赤熱放射ヒータは、放射が試験枠の一方の壁に向かうように配置し、規定に従って運転し、壁の温度上昇は、70 K 以下でなければならない。	
				19.111	19.111 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータは、定格入力で、規定に従って運転し、ガードの中心部に当てた乾いた漂白綿ネルが、10 秒間くすぶり又は発火してはならない。	
				19.112	19.112 可搬形ヒータは、漂白綿ガーゼで覆った木台上に配置して規定に従って運転し、ヒータを押して、最も厳しい条件となる位置で転倒させ、綿ガーゼ又は木材面は、くすぶり又は発火してはならない。	
				箇条 22 22.110A	箇条 22 構造 22.110A スイッチをもつ可視赤熱ヒータは、1 層のさらしかなきんを電熱素子のガードに接触させて運転を継続したとき、さらしかなきんが燃焼するおそれがあるとはなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				22.110B 箇条 30 30.101	ない。 22.110B 可視赤熱放射ヒータ及び可搬形ファンヒータは、製品が転倒している状態では通電しない構造でなければならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.101 ファンヒータの実質上の非金属製きょう（筐）体部分は、耐火性をもたなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.101 22.110	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 高所取付用ヒータ以外のヒータは、電熱素子との接触を防止するために防護しなければならない。 22.110 チャーチベンチの下に取り付けることを意図するヒータについては、検査ロッドが接触する金属表面は、50 μm 以上の厚さの非金属コーティングを施していなければならない。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 20.1	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.1 可搬形ヒータは、最も厳しい条件となる通常使用位置で、水平面に対して 15° の角度で傾斜する平面に置き、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				箇条 22 22.7	機器は、転倒してはならない。 箇条 22 構造 22.7 液体を格納するヒータは、使用中に発生するおそれがある圧力に耐える構造でなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 21.101 21.102 21.103	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータのガードの中心部に直径100 mmの平らな底面をもつ5 kgのおもりを置き、ガードに重大な永久的変形があつてはならない。 21.102 丁番を取り付けている部分が、チェーン又はこれに類する手段で動きを制限される固定形機器は、丁番を取り付けている部分を自重で開いたとき、この規格の要求事項に適合しないような損傷があつてはならない。 21.103 天井取付用パネルヒータのつり下げ器具は、適切な強度をもたなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体	■該当 □非該当	箇条 22	第1部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		22.110D	22.110D 可視赤熱放射ヒータのガードは、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施してはならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8 箇条 22 22.110C	第 1 部の第十四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 据置形ヒータは長時間連続運転において、ヒータの表面の温度上昇は、規定以下でなければならない。 箇条 22 構造 22.110C 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータは、遠隔操作機構（有線式のを除く。）の操作によって電源を“切”から“入”にできてはならない。	
第十五 条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.108	第 1 部の第十五条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.108 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータは、一つ以上の電熱素子が既に白熱していて可視できる場合を除き、自動的に電熱素子のスイッチを入れる自動温度調	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項 続き				22.110A	節器、タイマ又はこれに類する装置を内蔵してはならない。 22.110A スイッチをもつ可視赤熱ヒータは、不用意な操作ができない構造でなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 オイル充填放熱器に組み込む温度過昇防止装置は、自己復帰形であってはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.13	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。ただし、第1部箇条9を除く。 箇条 19 異常運転 19.13 ファンモータの拘束試験中、ファンモータ巻線の温度が規定する値を超えてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19	箇条 10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		る。		箇条 25 25.8	<p>する場合は、適切なものを選ばなければならない。</p> <p>箇条 25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 (第 1 部の規定による。)</p>	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11 19.11.4 箇条 29	<p>箇条 19 異常運転</p> <p>19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガス（第 1 部の規定による。）</p> <p>19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）</p> <p>機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。</p>	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の規格を適用する。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条続き		音を発生するおそれがないものとする。				
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14 7.15	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 表示の文字の大きさは、規定以上でなければならない。 7.15 高所取付用ヒータについては、スイッチの状態が 1 m 離れたところから識別できなければならない。 可視赤熱放射ヒータの“警告：可燃物の近くで使わない。”は、製品本体の正面などの機器を通常使用どおりに動作するときに容易に目に見える箇所に表示しなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		<p>方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-30：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き	制度による表示)	<p>気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの)に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—